2　「新トン数」とは、昭和五十七年七月十八日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され、又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕をいう。）が行われたものに適用される総トン数をいい、「旧トン数」とは、新トン数が適用される船舶以外の船舶に適用される総トン数をいう。

3　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　漁場の秩序を維持し、又は国際取決めを遵守するため、漁業監督官が必要があると認めて漁業の操業について指示をした場合には、これに従わなければならない。

二　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（昭和四十四年条約第一号）、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（平成二十一年条約第十号）、みなみまぐろの保存のための条約（平成六年条約第三号）、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定（平成八年条約第三号）及び西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成十七年条約第九号。以下「中西部太平洋条約」という。）に基づく保存管理措置を遵守するため、これらの条約の締約国であり、かつ、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（平成十八年条約第十号）の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であって、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従って当該検査官を乗船させなければならない。

三　二により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

四　二により漁業監督官の指示があった場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

五　中西部太平洋条約第三条1に規定する条約区域のうち我が国の排他的経済水域を除く海域及び当該海域に沿う港の港内において、中西部太平洋条約第一条(c)に規定する委員会に登録された船舶以外の船舶から燃料、漁具その他の漁業用資材の補給を受けてはならない。

六　中西部太平洋条約に基づくオブザーバー（中西部太平洋条約第二十八条4に規定するオブザーバーをいう。）の保護に関する保存管理措置を遵守しなければならない。

別記

操業区域

一　第二海区　オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯五十五度東経百五十度の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四度西経百三十度の点に至る直線及び南緯四度以北の西経百五十度の点に至る直線、南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線及び南緯四度以北の西経百五十度の線、南緯五十五度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四十五度東経百三十度の点に至る直線及び南緯四十五度東経三十度の線とアフリカ大陸の南海岸線との交点に至る直線から成る線以北のインド洋の海域

二　第二海区　オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯四十五度東経八十度の点から南緯四十五度東経八十度の点に至る直線、南緯五十五度東経八十度の点から南緯四十五度東経三十度の点に至る直線及び南緯四十五度東経三十度の点から東経三十度の線とアフリカ大陸の南海岸線との交点に至る直線から成る線以北のインド洋の海域

三　第三海区　北緯三十度の線以北、西経四十五度の線以東の大西洋の海域（地中海を含む。）

四　第四海区　アフリカ大陸の西海岸線と北緯三十度の線との交点から北緯三十度西経四十五度の点に至る直線、北緯三十度西経四十五度の点から北緯十度西経四十五度の点に至る直線、北緯十度西経三十五度の点から北緯十度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十度の点から赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線、赤道と西経二十五度の点から南緯五十度西経二十五度の点に至る直線、南緯五十度西経五十度の点から南緯六十度西経五十度の点に至る直線、南緯六十度西経五十度の点から南緯六十度西経六十七度十六分の点に至る直線及び南緯六十度西経六十七度十六分の点から南アメリカ大陸の南海岸線と西経六十七度十六分の線との交点に至る直線から成る線以西の大西洋の海域

七　第七海区　南アメリカ大陸の南海岸線と西経六十七度十六分の線との交点から南緯六十度西経六十七度十六分の点に至る直線、南緯六十度西経六十七度十六分の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線及び南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以東の太平洋の海域

八　第八海区　第一海区から第七海区までを除く全海域

○農林水産省告示第五百五十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、近海かつお・まぐろ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十九年四月七日

農林水産大臣　山本　有二

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数

操業区域	漁業の方法	総トン数		隻数
		旧トン数	新トン数	
一　操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の一	浮きはえ縄	一〇〇トン以上六〇〇トン未満	一〇〇トン以上一二〇〇トン未満	五〇
	釣り	一〇〇トン以上六〇〇トン未満	一〇〇トン以上一二〇〇トン未満	四六
	浮きはえ縄及び釣り	一〇〇トン以上六〇〇トン未満	一〇〇トン以上一二〇〇トン未満	一